

子どものための教育・保育給付認定申請書兼入所申込書

年 月 日提出

聖籠町長 様

町が施設型給付費・地域型保育給付費等の支給認定に必要な町民税の情報（同一世帯者を含む）及び世帯情報を閲覧すること、また、その情報に基づき決定した利用者負担額について、特定教育・保育施設等に対して提示することに同意のうえ、次のとおり施設型給付費・地域型保育給付費等に係る支給認定を申請及び保育・教育施設の入所を申込みします。

「令和8年度入園の手引き」を確認し、内容に同意した上で申請します。 ☐承諾確認

申請保護者	住所	聖籠町大字		令和8年1月1日現在の住所	☐ 聖籠町 ☐ 町外（市町村名）												
	氏名			電話番号	自宅： 携帯：												
申請児童名	ふりがな 氏 名		生年月日		性別	年齢 令和8年4月1日現在		障害者手帳の有無									
	1			年 月 日生		男・女	歳		有・無								
						個人番号											
保育希望の有無	有：保護者の労働、疾病等の理由により、保育所等 ^{※1} において保育の利用を希望する場合（幼稚園、認定こども園（教育部分）と併願の場合を含む。）																
	無：幼稚園等の利用を希望する場合（保育所等と併願の場合を除く。）																

※1 「保育所等」…保育所、認定こども園（保育部分）、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育をいいます。

①世帯の状況

区分	ふりがな 氏 名		申請児童との続柄	生年月日	性別	職業又は学校名等	個人番号記入欄												
申請児童と同居する世帯員	2			年 月 日	男・女														
	3			年 月 日	男・女														
	4			年 月 日	男・女														
	5			年 月 日	男・女														
	6			年 月 日	男・女														
	7			年 月 日	男・女														
	8			年 月 日	男・女														
生活保護の適用の有無		有（年 月 日保護開始）・無																	
ひとり親世帯		該当 ・ 非該当		在宅障がい者の有無		有 ・ 無													

②利用を希望する期間、希望する施設（事業者）名

利用を希望する期間	年 月 日 から 年 月 日まで													
利用を希望する施設（事業者）名	施設（事業者）名・希望理由													
	第1希望	（希望理由）												
	第2希望	（希望理由）												
	第3希望	（希望理由）												

申請児童のきょうだいの状況	
入所希望日時点において、申請児童には就学前のきょうだいがいる。※令和8年3月で卒園するきょうだいを除く。	
☐ はい	☐ いいえ（就学前児童は申請児童のみ）→ ④へお進みください。
	きょうだいの氏名・入所施設園名（ 園名 ）
きょうだいでの入所希望を下記の中から1つ選択し、矢印の中から諸条件を選択してください。	
きょうだい での 入所希望	☐ きょうだい同じ施設での保育を希望 同じ施設に入所できない場合 ☐ ① きょうだい同じ施設へ入所できるまで、申請児童の入所を保留する ☐ ② 申請児童の入所を優先する（きょうだい同じ施設への入所にこだわらない） ☐ 同じ施設での保育にこだわらない（入所を優先し、入所する施設はきょうだい別でも構わない）

保育の利用を必要とする理由等※ ²	続柄	必要とする理由		
		☐ 就労 ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障がい ☐ 親族の介護等 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ その他（ ）		
		勤務先： 勤務時間：午前・午後 時 分から午前・午後 時 分まで 勤務日数：約 日（1ヵ月あたり） 通勤時間（片道） 分		
		☐ 就労 ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障がい ☐ 親族の介護等 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ その他（ ）		
		勤務先： 勤務時間：午前・午後 時 分から午前・午後 時 分まで 勤務日数：約 日（1ヵ月あたり） 通勤時間（片道） 分		
		☐ 就労 ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障がい ☐ 親族の介護等 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ その他（ ）		
希望する利用時間等	必要書類等			
	◆ 就労：就労証明書		◆ 妊娠・出産：母子手帳等	
	◆ 介護等：介護保険被保険者証・障がい者手帳・診断書		◆ 疾病・障がい：診断書・障がい者手帳	
			◆ 求職活動：求職活動に関する申立書	
	利用希望する曜日※ ³	利用希望する時間※ ⁴		
	月・火・水・木・金・土	午前・午後 時 分から 午前・午後 時 分まで		

※4 保育短時間の場合8時から16時、保育標準時間の場合7時から18時です。このほか、夜7時まで延長保育があります。